

医療安全管理指針

1. 総則

この指針は、埼玉回生病院(以下、「当院」)において適切な医療安全管理を推進するために必要な事項を定める。つまり、医療事故を防止し、安全かつ適切な医療を提供する体制を確立することを目的とする。

2. 医療安全管理指針

2.1. 組織と体制の整備

当院では、医療安全管理のために組織運営の責任者である病院長を中心とし、以下の医療安全管理体制を敷くこととする。

- 1、医療安全管理者
- 2、医療安全管理委員会
- 3、リスクマネジメント部会

2.2. 医療に係る安全管理のための職員研修の実施

当院は、職員の医療安全文化醸成を目的として院内研修の企画や外部研修の参加を推進する。

- 1 医療安全管理委員会は、教育・研修会の開催日時、出席者、内容を記録する。

2.3. 医療安全対策の地域連携

医療安全対策に関する医療機関間の連携体制を図ることを目的として、少なくとも年1回程度、医療安全対策地域連携加算2に関して連携している保険医療機関より、医療安全対策に関する評価を受ける。

2.4. 医療問題発生時の報告・対応

報告制度の目的は個人責任の追及ではなく、報告された医療問題の原因解明と再発防止対策の作成に有用な情報を収集することであり、医療問題を報告した者に対しては、これを理由に不利益となる処分を行わない。

2.5. 患者との情報共有

患者との情報共有に努め、診療録の開示請求があった場合は、診療情報の開示に関する規定等に基づき対応する。

2.6. 本指針の見直し・改訂

定期的には本指針の見直しを実施し、必要に応じて改定を行う。

附 則

平成 28 年 4 月 1 日からこの指針を施行する

2025 年 4 月 1 日改訂

埼玉回生病院 病院長